

# 岐阜県議会の活性化改革に関する 調査・検討について

答 申 及び 調査・検討結果報告

令和4年3月24日

岐阜県議会活性化改革検討委員会

# 岐阜県議会の活性化改革に関する 答申 及び 調査・検討結果報告

令和3年6月23日、議長より議会活性化改革検討委員会に諮問のあった、政策提言・立案機能強化、議会審議の活性化及び議会活動の透明性向上等を目指した改革に関する調査・検討課題について、一定の結論に達したため、当委員会の答申及び調査・検討結果報告として提出する。

## I 本委員会設置の経緯

民意結集の場である議会が、積極的に政策を執行部に提案し、政策の実現とその執行の監視を通じて県民の負託に応えるため、議員自らの政策提言・立案機能を強化するとともに、議会のチェック機能を十分に果たしていくため、議会審議の活性化に取り組むこと、さらに、議会活動を県民の皆様に理解いただくため議会活動の透明性向上に取り組むことが議会の重要な課題となっていることから、これらの課題について調査・検討を進めるため、本委員会は議長の諮問機関として、平成19年5月8日に発足した。

## II これまでの諮問および調査・検討の状況

### ○平成19～21年度

- ・ H19. 5. 8 議長から諮問
- ・ H19. 7. 3 中間答申：「政務調査費のあり方について」
- ・ H19. 12. 10 中間答申：「応招旅費等費用弁償のあり方について」
- ・ H20. 3. 17 平成19年度調査・検討結果 中間とりまとめ報告
- ・ H20. 7. 9 継続検討課題（一問一答方式等の導入ほか）に関する再諮問
- ・ H21. 3. 26 継続検討課題に関するとりまとめ報告
- ・ H21. 9. 17 継続検討課題（インターネットによる本会議中継）に関する再諮問
- ・ H21. 12. 14 答申：「インターネットによる本会議中継について」

### ○平成23年度

- ・ H23. 6. 21 議長から諮問
- ・ H23. 12. 15 中間答申：「政務調査費のあり方について」「費用弁償のあり方について」
- ・ H24. 2. 24 中間答申：「政務調査費の使途基準について」
- ・ H24. 3. 22 答申：「一問一答方式の導入、対面方式での質疑の導入の可能性について」ほか5項目  
調査・検討結果取りまとめ報告

## ○平成25年度

- ・ H25. 6. 11 議長から諮問
- ・ H25. 12. 3 中間答申：「インターネットによる本会議のライブ中継の実施について」「本会議における議案への賛否状況の公表について」
- ・ H26. 3. 18 答申：「特別委員会のあり方について」ほか2項目  
調査・検討結果取りまとめ報告

## ○平成27年度

- ・ H27. 6. 24 議長から諮問
- ・ H27. 12. 21 中間答申：「議員提案条例の運用状況について」「決算審議の充実について」「議会運営委員会及び特別委員会議事録のインターネット公開について」
- ・ H28. 3. 24 答申：「参考人招致の積極的活用について」ほか1項目  
調査・検討結果取りまとめ報告

## ○平成29年度

- ・ H29. 6. 21 議長から諮問
- ・ H29. 12. 14 中間答申：「議案及び説明資料、議案説明会議事概要のインターネット公開について」「本会議インターネット中継のタブレット、スマートフォン対応について」「本会議中継における手話通訳等への対応について」「政務活動費の使途のインターネット公開について」
- ・ H30. 3. 22 答申：「常任委員会の開催日程の変更について」ほか1項目  
調査・検討結果取りまとめ報告

## ○令和元年度

- ・ R 1. 6. 12 議長から諮問
- ・ R 1. 12. 19 中間答申：「タブレット端末の活用について」
- ・ R 2. 3. 17 答申：「議会だよりの充実について」「常任委員会の録画映像のインターネット配信について」「議会中継画面での資料閲覧について」「決算審査の充実について」「常任委員会の分割開催の検証について」「請願者の意見陳述について」  
調査・検討結果取りまとめ報告

### Ⅲ 令和3年度における審議経過

	委員会開催日	審議内容
1	R 3. 5. 7 (金)	・ 正副委員長互選
2	R 3. 6. 23 (水)	・ 議長から諮問 ・ 運営方針の決定
3	R 3. 9. 17 (金)	・ 議会活性化に関する調査・検討項目についての検討
4	R 3. 12. 2 (木)	・ 議会活性化に関する調査・検討項目についての検討
5	R 4. 3. 2 (水)	・ 答申案（「委員会におけるオンライン会議の開催」「会議への電子機器の持ち込みのルールづくり」「予算審議の充実」「一般傍聴者に分かりやすい言葉の使用」「議会における正しい言葉の使用」「会議録冊子等の発行見直し」）の検討及び調査・検討結果報告案（政務活動費領収書のネット公開）の検討
7	R 4. 3. 24 (木)	・ 答申及び調査・検討結果報告

# 目 次

<b>答 申</b>	(頁)
1. 委員会におけるオンライン会議の開催について .....	5
2. 会議への電子機器の持ち込みのルールづくりについて .....	7
3. 予算審議の充実について .....	8
4. 一般傍聴者に分かりやすい言葉の使用について .....	9
5. 議会における正しい言葉の使用について .....	10
6. 会議録冊子等の発行見直しについて .....	11

## **報 告**

○政務活動費領収書のネット公開について .....	12
---------------------------	----

## **【参考資料】**

○議会活性化改革検討委員会 委員名簿 .....	15
○議会活性化改革検討委員会 設置要綱 .....	16
○議会活性化改革に関する調査・検討について(諮問) .....	17

## 答 申

### ■委員会におけるオンライン会議の開催について

当県議会では、令和3年10月から全議員にタブレット端末が貸与され、さらに今後、新議会棟の完成に伴い、映像と音声の通信環境（カメラ、マイク、モニター等）も整備されるため、映像と音声の送受信により相手の状況を相互に認識しながら通話できる方法を活用したいいわゆる「オンライン会議」の開催が可能となってくる。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめ、県民の生命及び健康にとって重大な影響を及ぼす恐れのある感染症のまん延防止の観点等から会議への出席を制限する必要がある場合、大規模な災害等の発生により委員会の開催場所への参集が困難となる場合が生じる恐れがある。さらに、育児・介護等のやむを得ない事由により、委員会の開催場所への参集が困難となることも想定される。加えて、新型コロナウイルス感染症のまん延を契機として、社会全体でリモートワークの導入や行動様式を見直す動きが活発になっている。

こうしたことから、当県議会としても、委員全員が委員会の開催場所に集合することが困難な場合であっても、適切かつ効果的な委員会運営を確保するため、オンライン会議の開催を検討する必要があるのではないかとの観点から、調査・検討を行った。

その結果は、以下のとおりである。

#### 検討結果：

**政策提言・立案機能の一層の強化・充実を図るため、委員会におけるオンライン会議を導入する方針とし、具体的な検討を行うべきである。**

#### ① 実施方法

- ・オンライン会議が実施できるよう岐阜県議会委員会条例、岐阜県議会会議規則等を整備する。
- ・マニュアル等作成の上、実際の機器を用いた動作確認テスト等を行う。

#### ② 実施時期

- ・遅くとも令和4年第5回定例会までに必要な規程の整備を行い、新議会棟へ移転後、模擬的にオンライン会議を開催した上で本格実施することが適当である。

#### 【参考】委員会におけるオンライン会議の開催に関する全国調査（R3.8 岐阜県調査）

##### ○規程の整備状況等

- ・規定を整備済み。 13都府県（うち、大阪府及び茨城県で開催実績あり）
- ・検討中、または導入に向けて準備を行っている。 12県
- ・検討したが導入を見送った。検討していない。 22道府県

## 委員会条例（改正案）

### ○出席の特例

- (1) 新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は地震、台風その他の大規模な災害の発生、若しくは育児、介護等により、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。
- (2) 委員が前項の規定により委員会に参加しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

## 会議規則（改正案）

### ○定足数・表決

オンライン委員会に参加した委員は、委員会に出席したものとみなす。

## オンライン委員会運営要綱（案）

### ○オンライン委員会の開催

オンラインにより出席を希望する委員は、原則として開催日前日（休日を除く。）の午後1時までに指定様式により委員長に申し出なければならない。

### ○オンライン出席委員の責務

- (1) オンライン出席委員は、現に委員会室等にいる状態と同様の環境を確保するために、常に映像及び音声の送受信により委員会室等の状態を認識しながら通話することができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - ア 情報セキュリティ対策を適切に講ずること。
  - イ 委員会に関係ない映像や音声が入り込まないようにすること。
  - ウ オンライン出席委員が現にいる場所に、当該委員以外の者を入れないこと。
- (2) オンライン出席委員は、原則として委員会開催日ごと、開始の1時間前までに議会事務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認すること。

### ○表決方法等

- (1) 表決は、簡易採決及び挙手採決により、委員会室等に出席している委員とオンライン出席委員が同時に行う。
- (2) 委員長が表決の宣告をしたときにオンライン出席委員本人の映像が確認できない場合は、表決に加わることができない。
- (3) オンライン委員会においては、投票による表決を行うことができない。

## 答 申

### ■会議への電子機器の持ち込みのルールづくりについて

デジタル化、ペーパーレス化の進展により、国会をはじめ、多くの地方議会でも、議会活動の場にPCやタブレット端末など、電子機器を持ち込むことを認める動きが広がりにつつある。

こうした電子機器の導入により、膨大な紙資料の削減、効率的な資料検索が可能となる等有益である一方、提供される情報量が多く、資料の閲覧に没頭する余り議事への集中を欠いたり、想定した目的を逸脱する使用が見受けられる等の課題も指摘されている。

当県議会においては、令和元年度の議会活性化改革検討委員会において、各議員の調査活動に資するため、全議員へのタブレット端末の導入が答申され、令和3年10月から全議員にタブレット端末を配付しているところである。

一方で、私物のパソコンやタブレットについては、個々の調査活動において使用している議員もあり、本会議場及び委員会室での使用の是非については、他県の状況を踏まえた上で、改めて検討する必要があるのではないかとの観点から、調査・検討を行った。

その結果は、以下のとおりである。

#### 検討結果：

全議員へ貸与した端末は、資料の閲覧や検索、メモ機能等、必要な機能を備えており、(引き続き)貸与端末以外の電子機器は、本会議場及び委員会室では使用できないものとして取り扱うことが適当である。

一方、本会議及び委員会以外の議会活動(例えば、議案説明会)において、私物のパソコン等を使用することには特に制限を設けないが、国会等における不適切な使用事例や、身体に装着可能なサイズの情報端末などが日常生活に広く浸透している現状も踏まえ、議会審議の妨げとならないよう、使用に当たって一定のルールを設けるべきである。

具体的には、議場等への電子機器の持ち込みルールや、議場等における電子機器使用上の留意事項を定めるべきであり、「岐阜県議会における電子機器に関するガイドライン」(別添)のとおり作成することが適当である。

#### ① 実施方法

- ・議場等への電子機器の持ち込みルールと、議場等における電子機器使用上の留意事項を定めたガイドラインを制定する。

#### ② 実施時期

- ・令和4年第2回臨時会以降に実施することが適当である。



## 答 申

### ■ 予算審議の充実について

当県議会では、予算議案を含めた提出議案の内容についての理解を深め、本会議や委員会での審議を充実したものとするため、毎定例会ごとに、「提出議案に関する説明会」（以下、「議案説明会」という。）を開催している。その中で、毎年度の当初予算の議案が審議される第1回定例会は、3日間に渡り議案説明会を開催している。また、平成27年度の議会活性化改革検討委員会の答申を踏まえ、「議案に対し意見を言える場」としても位置付けており、議員から発言のあった意見については、議案を付託された常任委員会へ提供し、審議の参考にしていただくなど、予算審議の充実に向けて取り組んできた。

しかし、近年では、議案説明会と合わせて、新型コロナ対策に関する説明会や各種計画に関する説明会等の説明会を実施する例も多く、それにより議案説明会に費やす時間が制限されたり、同じ予算議案の説明でも、議案説明会と常任委員会では違う資料で説明が行われることにより、内容が分かりにくいなどの課題が生じている。

そこで、予算審議の充実のための取組みについて再検討する必要があるのではないかの観点から、調査・検討を行った。

その結果は、以下のとおりである。

#### 検討結果：

**予算審議の充実のため、予算議案を含め議案についての説明・質疑時間を十分に確保するとともに、分かりやすい予算資料により説明を行うべきである。**

#### ① 実施方法

- ・ 予算議案等についての説明・質疑時間を十分に確保するために、議案説明会と合わせて、他の説明会等を実施しないこととし、また、議案が多い場合には、午前・午後に分けて実施する。（特定の課題に対し全議員に説明が必要な場合は、議案説明会とは別に期間を確保して説明会を開催する。）
- ・ 各常任委員会での予算審議の活性化のため、議案説明会で使用した資料も活用し、予算増減が大きい事業についてまとめた資料を新たに配付するなど、執行部の負担が過度とならない範囲で、活発な質疑に資するよう説明資料の見直しを行う。
- ・ 予算議案に関する説明を効率的に行うため、各議員のタブレット端末に該当する資料を遠隔操作により表示するなど、資料表示の迅速化を図る。

#### ② 実施時期

- ・ 早期に実施することが適当である。

## 答 申

### ■一般傍聴者に分かりやすい言葉の使用について

本会議の一般質問や委員会審議など議会における議員の発言の中には、県民に浸透していない専門用語や外来語を使った発言が見受けられる。これらの言葉は、議員や行政関係者の間では日常的に使う言葉であっても、一般傍聴者や県民には、馴染みが薄く分かりにくい言葉である場合がある。加えて、一般質問や委員会における傍聴者は、発言内容を活字でなく、耳で聞いて瞬時に理解する必要があるため、分かりにくい言葉の使用によって、発言の趣旨が理解できなくなってしまう場合もある。

一方で、議会における議員の発言は、各議員に認められた権利であるため、発言内容や使用する言葉は、各議員の責任において選択されるものではあるものの、県民を代表する立場として、議員の思いや県の施策・諸課題に対する考えについて、県民に分かりやすく伝えることも重要な責務であると考えられる。

そこで、議員の発言に対する県民の理解を深め、議会への関心を高めてもらうため、各議員が分かりやすい言葉を使用することに取組む必要があるとの観点から、調査・検討を行った。

その結果は、以下のとおりである。

#### 検討結果:

議員の発言に対する県民の理解を深め、議会への関心を高めてもらうため、本会議、委員会における発言では、一般傍聴者をはじめとした県民に分かりやすい言葉の使用を、全議員に対して促すべきである。

具体的には、専門用語や外来語への対応など、県民に分かりやすく伝える手法について、具体例を交えてまとめたものを示すべきであり、「議会で使用する用語ハンドブック」(別添)のとおり作成することが適当である。

#### ① 実施方法

- ・専門用語や外来語の言い換えなど、県民に分かりやすく伝えるための手法などをまとめたマニュアルを作成し、全議員へ配付する。

#### ② 実施時期

- ・早期に実施することが適当である。

## 答 申

### ■議会における正しい言葉の使用について

現状、本会議の一般質問や委員会審議など議会における議員の発言の中には、慣用読みで発言している事例や単語（慣用句）を本来の意味とは違う意味で使用している事例、誤った敬語を使用している事例などが見受けられる。こうした発言は、発言の聞き手である一般傍聴者や県民に、発言の内容や趣旨が正しく伝わらない可能性があり、結果として、議会活動への関心の低下を招くことにもなりかねないと考えられる。

一方で、議会における議員の発言は、各議員に認められた権利であるため、発言内容や使用する言葉は、各議員の責任において選択されるものではあるものの、県民を代表する立場として、議員の思いや県の施策・諸課題に対する考えについて、県民に正しい言葉で伝えることも重要な責務であると考えられる。

加えて、議会における議員の発言は、様々な人々に、言葉の使用例として見聞きされ、手本とされる場合もあることについて留意しなければならない。

そこで、議員の発言に対する県民の理解を深め、議会への関心を高めてもらうため、各議員が正しい言葉を使用することに取り組む必要があるとの観点から、調査・検討を行った。

その結果は、以下のとおりである。

#### 検討結果：

**議員の発言に対する県民の理解を深め、議会への関心を高めてもらうため、本会議、委員会における発言では、正しい言葉の使用を全議員に対して促すべきである。**

**具体的には、慣用読みや本来とは異なる意味で使われがちな用語への対応、正しい敬語の使用など、県民に正しく伝える手法について、具体例を交えてまとめたものを示すべきであり、「議会で使用する用語ハンドブック」（別添）のとおり作成することが適当である。**

#### ① 実施方法

- ・慣用読みや本来とは異なる意味で使われがちな用語への対応など、県民に正しく伝えるための手法などをまとめたマニュアルを作成し、全議員へ配付する。

#### ② 実施時期

- ・早期に実施することが適当である。

## 答 申

### ■会議録冊子等の発行見直しについて

当県議会では、岐阜県議会会議規則の規定に基づき、毎定例会・臨時会ごとに会議録を作成し、議員のほか国立国会図書館や歴史資料館に配付している。会議録の掲載内容は、本会議での発言等のほか、巻末には議案等配付資料を掲載しており、1冊当たり数百ページに及び、冊子の厚さは、おおむね4cm程度となる。本会議での発言等を確認するツールとしての活用度は低く、記録・保存的な意味合いが大きいと考えられる。

一方、会議録は、議会ホームページの会議録検索システムにも掲載しており、年次、発言者、キーワードでの検索が可能である。また、議案についても、議会ホームページに掲載しているため、インターネット環境にあれば閲覧できるようになっている。

今般、各議員にタブレット端末が配付され、会議録検索システムを活用したインターネットでの閲覧・検索環境が向上したことから、会議録冊子の発行のあり方について、調査・検討を行った。

その結果は、以下のとおりである。

#### 検討結果：

当面は、希望する議員に対してのみ会議録冊子を配布することとし、将来的には冊子配付の取り止めにつながるよう、会議録検索システムの更なる活用を促すべきである。

#### ① 実施方法

- ・各議員に対し、会議録冊子の配付希望調査を実施し、会議録冊子の印刷を発注する際に、発行部数を変更する。

#### ② 実施時期

- ・答申後に会議録冊子を作成する令和4年第1回定例会分から、希望する議員のみへの配付とすることが適当である。

#### 【参考】会議録冊子に関するアンケート集計結果（全議員対象 R3.11実施）

問1 会議録冊子を活用されていますか

活用していない 50%、活用している 41%

問2 議会HP上の会議録検索システムを活用されていますか

活用している 59%、活用していない 32%

問3 今後の会議録冊子の配付について

配付しなくてもよい 48%、引き続き配付したほうがよい 22%

どちらでもよい 22%

## 報 告

### ■ 政務活動費領収書のネット公開について

当県議会では、議会活動の透明性向上のため、政務活動費に関して、議会活性化改革検討委員会において数次にわたり検討を行い、平成23年12月の中間答申では「領収書添付の義務付け」、平成24年2月の中間答申では「使途マニュアルの作成」を決定した。また、平成29年度からは、政務活動費収支報告書及び支出に係る添付資料（領収書その他の証拠書類）の電子データ化により、請求があった場合には、報告書、添付資料全ての写しを安価に提供できるようにするとともに、平成29年12月の中間答申により、平成30年度からは、前年度交付分の政務活動費収支報告書のインターネット公開を開始したところである。

しかしながら、政務活動費をめぐる不正使用が毎年のように報道され、社会的に高い関心が寄せられている中で、公金の適正な支出及び更なる透明性確保の観点から、政務活動費の使途をインターネット上で公開する動きもある。

このため、より一層の議会活動の透明性向上のため、政務活動費の使途をインターネットで公開することについて、調査・検討を行った。

その結果を、以下のとおり報告する。

#### 検討結果：

議会活動の透明性向上を図る上で政務活動費領収書のネット公開は、遠隔地であっても閲覧できる有効な手段であり、公開すべきとの意見があった。一方で、当県議会棟において公開している政務活動費収支報告書及び支出に係る添付資料（領収書その他の証拠書類）の閲覧状況は減少傾向にあり、現状として、政務活動費に対する県民の関心が高いとは言えない。

また、政務活動費の領収書をインターネットで公開している都道府県は半数以下であり、加えて、公開に係る作業は、現在の事務局体制においては大きな負担となることが想定されることから、公開には慎重な意見もあった。

このような状況から、まずは、議会のTwitterやHP等を活用し、閲覧手続きを分かりやすく掲示するなど、県民の関心を高めるための広報活動の充実を図ることとする。

なお、遠隔地の県民から写しの交付の要請があれば、郵送による対応は可能となっている。

【参考】 都道府県議会における政務活動費収支報告書等のインターネット公開状況

(R3.8現在)

○ 政務活動費領収書を公開：22団体（H29は12団体）



## 【 参 考 資 料 】

- 議会活性化改革検討委員会 委員名簿
- 議会活性化改革検討委員会 設置要綱
- 議会活性化改革に関する調査・検討について(諮問)

## 岐阜県議会活性化改革検討委員会委員名簿

役 職	氏 名	所属会派	備 考
委員長	村 下 貴 夫	自 民	
副委員長	小 原 尚	自 民	
委 員	岩 井 豊太郎	自 民	
委 員	玉 田 和 浩	自 民	
委 員	尾 藤 義 昭	自 民	
委 員	伊 藤 秀 光	自 民	
委 員	野 島 征 夫	自 民	
委 員	田 中 勝 士	自 民	
委 員	野 村 美 穂	県 民	
委 員	高 木 貴 行	県 民	
委 員	水 野 吉 近	公 明	
委 員	国 枝 慎太郎	自 民	
委 員	若 井 敦 子	自 民	
委 員	伊 藤 英 生	県 民	
委 員	中 川 裕 子	共 産	

( 1 5 名 )



## 岐阜県議会活性化改革検討委員会設置要綱

### 1 設置及び目的

県議会の政策提言・立案機能の強化、議会審議の活性化及び議会活動の透明性向上の方策等を調査及び検討するため、議長の諮問機関として議会活性化改革検討委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

### 2 構成

委員会の委員は、15人とし、各会派より選出される委員の数は、次のとおりとする。

- |              |     |
|--------------|-----|
| (1) 県政自民クラブ  | 10人 |
| (2) 県民クラブ    | 3人  |
| (3) 岐阜県議会公明党 | 1人  |
| (4) 日本共産党    | 1人  |

### 3 委員会の運営

- (1) 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により決定する。
- (2) 委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。
- (3) 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。
- (4) 委員以外の議員は、オブザーバーとして会議に出席し、委員長の許可を得て発言することができる。
- (5) 委員会の会議において必要があると認めるときは、委員長は委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (6) 委員会の所管事項を専門的に調査するため、委員会に検討テーマごとに担当主査及び副主査を置くことができる。
- (7) 担当主査及び副主査は、委員長が委員の中から指名する。
- (8) 委員会の会議は公開とする。ただし、委員長の判断により非公開とすることができる。
- (9) 委員長は、会議の概要、出席委員の氏名その他必要な事項を記載した記録を作成しなければならない。
- (10) 会議の経過及び結果について外部に発表する必要がある場合は、全て委員長が行う。

### 4 設置期間

委員会の設置期間は、この要綱の施行の日から調査、検討が終了するまでの間とする。

### 5 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

#### 附 則

この要綱は、平成19年5月8日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年10月9日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成23年6月14日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成26年12月2日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成27年5月8日から施行する。

令和3年6月23日

岐阜県議会活性化改革検討委員会 委員長 様

岐阜県議会議長 佐藤 武彦

### 議会活性化改革に関する調査・検討について(諮問)

議会の活性化改革に関しては、貴委員会における数次の調査・検討を基に、タブレット端末の活用、決算審議で出された意見の共有、議会だよりの充実など、具体的な方策が着実に実行されているところである。

一方で、これまでの調査・検討の過程において、改革の必要性が指摘されながらも実現に至っていない課題が残されている。また、議会の活性化改革を進めるにあたっては、情勢の変化に応じ、継続的に検討を重ねていくことが肝要である。

こうしたことから、議会活性化に関する以下の項目について、近年の社会情勢や制度の変化等を踏まえ、改めて調査・検討を行うよう求めるものである。

#### 記

- 1 政策提言・立案機能強化を目指した改革に関すること
  - ・ 県政のチェック機能としての役割向上について
- 2 議会審議の活性化を目指した改革に関すること
  - ・ 予算審議の充実について
- 3 議会活動の透明性向上を目指した改革に関すること
  - ・ 県議会活動への関心・理解の向上について
  - ・ 政務活動費領収書のネット公開について
- 4 その他
  - ・ 会議録冊子等の発行見直しについて